

住宅改修の事前申請から支給決定までの流れ（受領委任払い）

① 被保険者が介護支援専門員又は高齢者なんでも相談室に相談する

- ・現時点での住宅改修の残高を必ず確認する。
- ・その工事が介護保険の対象工事となるか確認する。



② 施工業者と打合せ、見積りをとる ※なるべく複数の事業者から見積もりをとってください



③ 保険者に住宅改修費の「事前申請」を行う

【提出書類】

- 介護保険 居宅介護・介護予防住宅改修費支給申請書
- 住宅改修が必要な理由書
- 住宅改修に要する費用の見積書（工事費内訳書）※コピー不可
- 住宅改修の施工前の状態がわかる日付入りの写真
（写真だけでわかりづらい場合は、施工図、平面図などを添付してください）
- 住宅の所有者の承諾書（住宅の所有者が、申請者でない場合に限る）



④ 保険者が審査を行い、不備がなければ事前申請済を押印して返却する。



⑤ 施工 ⇒ 完成



⑥ 保険者に住宅改修費の「事後申請」を行う

【提出書類】

- 介護保険 居宅介護・介護予防住宅改修費支給申請書
- 住宅改修に要した費用に係る領収書
- 住宅改修に要する費用の見積書（工事費内訳書）※コピー不可
- 住宅改修の施工前、施工後の状態がわかる日付入りの写真
（写真だけでわかりづらい場合は、施工図、平面図などを添付してください）
- 住宅改修が必要な理由書
- 住宅の所有者の承諾書（住宅改修を行った住宅の所有者が、当該利用者でない場合に限る）



⑦ 保険者が審査し、支給要件を満たすと認められた場合は「支給決定」を行い、被保険者に通知するとともに、指定口座（受領委任の場合は業者、償還払いの場合は個人）に振り込む

【申請時における注意点】

1 (介護保険対象分の利用者負担額の算出に当たっての留意事項)

* 1円未満の端数は切り上げます。

例1：改修費用の額が133,000円の場合（利用者負担割合1割の方のケース）

$$\begin{aligned} \text{利用者負担額} &= 133,000 \text{円} \times 1/10 = 13,300 \text{円} \div 10 = 13,300 \text{円} \\ &\quad \text{(1円未満の端数切り上げ)} \end{aligned}$$

*住宅改修を行うことにより、利用者が行った住宅改修に係る改修費用の額が支給限度額（20万円）を上回る場合は、支給限度基準額内の改修費用の額に利用者の負担割合を乗じた額と基準額を超える額の合計額を利用者負担額として支払いを受けます。

例2：既に133,333円分の住宅改修を行っている利用者が、90,000円の住宅改修を行う場合（利用者負担割合1割の方のケース）

$$\begin{aligned} &\text{(支給限度基準額内の改修費用残額)} \\ &= 200,000 \text{円} - 133,333 \text{円} = 66,667 \text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} &\text{(支給限度基準額内の改修費用残額の中の、自己負担額)} \\ &= 66,667 \text{円 (A)} \times 1/10 = 6,667 \text{円 (A)} \\ &\quad \text{(1円未満の端数切り上げ)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} &\text{(支給限度基準額を超える改修費用額)} \\ &= 90,000 \text{円} - 66,667 \text{円} = 23,333 \text{円 (B)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} &\text{(利用者負担額)} \\ &= \underline{6,667 \text{円 (A)} + 23,333 \text{円 (B)}} = 30,000 \text{円} \end{aligned}$$

2 (領収書について)

事後申請時に提出いただく領収書は原本となります。領収書原本の返却を希望する場合には、領収書原本と、写しを窓口にお持ちください。原本を確認後返却し、写しを受領いたします。

6 (承諾書について)

賃貸アパートなどの場合、所有者に確認し承諾いただきますが、あわせて退去時の現状回復についても確認してください。

所有者が亡くなっている場合は、相続人となる家族に確認し承諾をいただいでください。

7 (事前申請について)

事前申請について、入院中や介護認定申請中に事前申請を省略していた場合がありますが、今後は事前申請を省略せず行ってください。事前に工事内容を確認させていただくことで、事後に介護保険対象外であった等が判明するトラブルを防止する為、このような取り扱いとするものです。

ただし、退院にあわせた急な工事の依頼など、期間的に事前申請が無理な場合については、ご相談ください。

また、この場合の事後申請は、退院し自宅に戻った後や介護認定結果が出てから行ってください。

申請者の使用実績のない工事や、認定結果が「自立」であった場合には、申請を行うことが出来ませんのでご注意ください。

8 (介護度が三段階以上上がった場合の支給可能額の例外について)

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の介護度から、3段階以上介護度が上がった場合は、再度20万円まで支給可能となります。

この例外は、1度のみ適用されます。

支援1 → 要介護3、4、5

支援2、要介護1 → 要介護4、5

要介護2 → 要介護5

9 (転居した場合の支給可能額の例外について)

転居した場合は、転居前の住宅改修費の支給とは関係なく、転居後の住居について20万円まで、支給可能となります。申請にあたり、住民票の異動が必須となります。

「介護保険住宅改修支給申請書」記入にあたっての注意点

①申請者氏名

自書してください。パソコン等の機械印字は不可です。

②申請者住所

自書してください。パソコン等の機械印字は不可です。

③住宅の所有者

共有名義の場合は名義人の氏名を全て記入してください。

被保険者以外の方が所有者の場合、承諾書が必要です。

④被保険者との関係

賃貸の場合は『貸借人』と記入ください。

⑤住宅改修の内容、箇所及び規模

内容・箇所・規模を簡潔に簡条書きで記入してください。文言の頭に『①』等の通し番号をふり、写真、見積書に対応して作成してあると大変分かりやすいです。

⑥住宅改修に要する費用

介護保険の対象となる部分の金額を記入してください。但し、20万円を超える場合は、『200,000円』と記入してください。

⑦振込指定口座（償還払いの場合）

自書してください。パソコン等の機械印字は不可です。事後申請書類の提出後に、死亡等のため振込みができなくなった場合は、事前にご連絡ください。

本人名義以外の口座を指定される場合、委任状が必要になります。

ゆうちょ銀行の口座を指定される場合は、振込み用の店名（漢数字3桁）と口座番号（7桁）を記入してください。

[例	○	ゆうちょ銀行	店名	〇五八	普通	0123456]
		×	ゆうちょ銀行	記号	12345	番号	1234561	

⑧その他

新規認定申請中でも事前申請することはできますが、『非該当』認定だった場合や、死亡され認定結果が出なかった場合は、保険給付の対象となりませんので、トラブルにならないよう事前に利用者等へ説明をお願いします。

また住宅改修の事前申請にあたって残金を必ず確認してください。

金額の訂正等、申請書類に変更があった場合は二重線で消し、必ず申請者と同一の印で訂正印を押印してください。（修正液は不可です）

「住宅改修の承諾書」記入にあたっての注意点

*1 承諾年月日

事前申請日以前の日付を記入してください。

*2 住宅所有者

共有名義の場合は、全ての名義人から署名・押印をもらってください。

住宅所有者が死亡しており、名義変更がされていない場合は、代表相続人から承諾書をもってください。

なお、URや市営住宅の場合は専用の承諾書を使用させていただいて構いません。

「見積書（内訳書）」記入にあたっての注意点

*1 宛名

被保険者本人のフルネームのものを提出してください。

*2 施工業者名

施工業者名の記載があり、社印が押印してあるものを提出してください。

*3 対象部分の算出根拠

介護保険対象部分とそれ以外が混在する場合は、対象部分の金額と対象外部分の金額が分かるように区別して記載ください。

〈対象とならない経費（例）〉

- ・写真現像代、現場管理費、清掃費など直接改修工事に関係しない経費
- ・電気工事費用

※ユニットバスによる住宅改修の際の取り扱い

浴室の改修をユニットバスで行う場合は、申請に係る箇所の価格を按分して記載してください。

メーカーが作成した見積表がある場合は添付してください。改修にかかる工賃もそれぞれ按分してください。

*4 材料費と工賃の区別

材料費と工賃は『材工一式』という表現ではなく、別分けて記載してください。

*5 写真について

- ・写真の中に日付（年月日）を写しこんでください。（後日手書きで書き込みをしたものは基本的に認められません。）
- ・写真はコピーしたものでも構いませんが、撮影が不鮮明なものは不可です。
- ・施工前と施工後とを同じアングルで撮影してもらうと分かりやすいです。

理由書に書かれた内容が写真からも確認できるように適切に撮影してください。

『住宅改修が必要な理由書P1』記入にあたっての注意点

*1 要介護認定

新規申請及び区分変更の場合は「申請中」と記入してください。

*2 作成者

担当の介護支援専門員の方が記載してください。介護保険サービスを利用がなく、担当の介護支援専門員がない場合は、高齢者なんでも相談室へご相談ください。

*3 利用者の身体状況

移動や立ち上がり、姿勢保持といった生活動作に関する身体状況などを記入してください。また屋内・屋外での移動方法も記入してください。(現在の身体状況から、利用者の行動を制限しているのは何なのかを、ここで読み取ります。)

*4 介護状況

家族の状況、主な介護者を含む介護状況を記載してください。(家族が利用者ど、どのように、どこまで関わっているのか、キーパーソンはだれなのか等を、ここで読み取ります。)

*5 住宅改修により、利用者は日常生活をどう変えたいか

住宅改修によって利用者・家族は介護状況、ADL、社会参加など日常生活をどう変えたいか、また、その効果はどうなのかを記載してください。『理由書P2』の総括にあたります。(住宅改修をすることで、何がどう改善されるのかを、ここで読みとります。)

*6 福祉用具の現状の利用状況と改善後の想定

住宅改修前後の福祉用具の利用状況をチェックしてください。

『住宅改修が必要な理由書P2』記入にあたっての注意点

*1 改善しようとしている生活動作

現状の改善を必要とする動作についてチェックをつけてください。

*2 ①の具体的に困難の状況

生活動作で困っていること、問題点について、その状況や介護の現況を具体的に記載してください。

(①のチェックと②のコメントの両方を合わせて利用者の状況が分かるように記入してください。)

*3 改修目的・期待効果

①②を記入し、現状の問題点を踏まえた上で、改修目的の項目をチェックしてください。
各行為の困難事項を改善するためにどのような改修を行うのか、その方針を具体的に記載してください。

*4 改修項目（改修箇所）

様々な角度から検討し、決定された改修内容の項目をチェックし、詳細に内容を記載してください。(申請書で列挙した内容と合わせて記入されていると記載漏れが確認できます。)

*5 その他

廊下などの両側に手すりをつける場合、なぜ両側につけるのかを記入してください。

玄関以外の出入り口（勝手口など）を改修する場合は、その理由をきちんと記入してください。

住宅改修に関する Q&A

<手すりの取付け>

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などに転倒予防や移動補助となる手すりを取り付ける工事。

Q1 (手すりの取替え工事について)

設置した手すりが老朽化したことから、新たに手すりを設置する場合は給付の対象となりますか。

A 老朽化したこと理由では、対象になりません。

Q2 (手すりの位置の移動について)

本人の身体状況の変化に伴い、既存の手すりの位置の移動が必要となった場合は対象となりますか。

A 工賃のみ支給対象となります。(但し取り付け費用のみ。取り外し費用は対象外)

Q3 (家族などが手すりの材料を購入した工事について)

家族などが手すりの材料を購入した工事は、対象となりますか。

A 手すりの材料費が対象となります。

Q4 (事業者へ設置のみを依頼する工事について)

手すりの材料は本人が用意したが、設置のみを工事業者に依頼する工事は対象となりますか。

A 取付け工賃だけでも対象となります。

<床、通路面の材料の変更>

居室を畳敷きから板張りなどに、また、廊下、階段、浴室の床をすべりにくいものに、通路面を滑りにくい舗装材に変更する工事。

Q1 (老朽化などによる床の取替えについて)

車いすなどの利用により痛んだ廊下を取り替える工事は対象となりますか。

A 老朽化や消耗を理由とした床材改修工事は、対象になりません。

Q2 畳敷きから畳敷きへの変更は対象となりますか。

A 転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床への変更であれば対象となります。その場合、単に畳が古くなったからという理由ではなく、被保険者の身体の状態、住宅の状況等を勘案して必要とされた場合に認められます。

また板製床材等から畳敷きへの変更も対象工事となります。

<扉の取替え>

開き戸から引き戸や折り戸、アコーディオンカーテンなどに取替え工事やドアノブを変更する工事

Q1 (扉の工事について)

扉そのものは取替えないが右開きの戸を左開きに取り替える場合は、対象となりますか。

A 扉そのもの取替えない場合であっても、身体の状態に合わせて必要な扉の工事として対象となります。

また、ドアノブをレバー式に変更する場合や戸車を交換設置する場合も対象となります。

Q2 (引き戸の取替え工事について)

引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を交換する工事は対象となりますか。

A 対象となります。ただし、古くなったからの理由では対象になりません。

Q5 (既存洋式便器への洗浄機能の取付け工事について)

既存の洋式便器の便座から暖房便座、洗浄機器等が付加された便座に取替える場合、対象になりますか。

A 暖房便座、洗浄機器等のみを目的として、これらの便座に取替える場合は対象とはなりません。

Q6 (洋式便器の向きを変える場合について)

身体状況から既存の洋式便器の向きを変える工事は、対象になりますか。

A 対象になります。

Q7 (既存のトイレとは別にトイレを設置する場合について)

既存の和式トイレを改修するのではなく、身体状況にあわせて新たに洋式トイレを設置する工事は対象になりますか。

A 新築や増改築は、対象になりません。

福祉用具購入に関する Q&A

Q1 (洗浄機能付き補高便座について)

身体状況から便座を高くする場合、洗浄機能付き補高便座は対象となりますか。

A 対象となります。ただし、身体状況が理由ではなく、洗浄機能が目的の場合は対象になりません。

Q2 (入浴用のいすが、汚れた場合の交換について)

福祉用具購入にて利用している入浴用のいすが汚れたので、新しいものを購入したいのですが対象になりますか。

A 汚れているとの理由では、対象になりません。

Q3 (家族が製作した浴室用すのこについて)

浴室用すのこなど既製品では対応できない福祉用具を家族が製作した場合対象となりますか。

A 材料代のみ対象となります。

Q4 (同一種目の福祉用具の複数購入について)

使用している福祉用具が破損等により使用できない場合、対象になりますか。

A 対象になります。

Q5 (限度額管理期間について)

福祉用具購入費の限度額の管理期間の一年間はいつからですか。

また、管理期間をまたいだ申請など限度額管理はどうなりますか。

A 毎年4月1日から一年間になります。また、基準日は代金の支払日(領収日)になります。

その為、商品の引渡し、代金の支払が3月であった場合は、4月に申請を行っても、前年度に限度額管理を行うこととなりますのでご注意ください。